

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 2 号

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料)		(使用料)	
第 8 条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第 2 に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間 1 時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額及び別表第 3 に定める額を納付しなければならない。		第 8 条 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料（以下「使用料」という。）として、別表第 2 に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間 1 時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額を納付しなければならない。	
2 及び 3 <省略>		2 及び 3 <省略>	
別表第 3 (第 8 条、第 1 8 条関係)			
区分	金額		
附属設備及び備品	1 種類又は 1 品目につき、1 回当たり 1 0, 0 0 0 円以内で市長が定める額		

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。